

# 合併はまだ決まっています。

合併の是非は、住民の意向を把握して今後協議

もし、合併したら、わたしたちの暮らしは？

「当面…」「合併後に」  
先送り  
がいっぱい

調整案で決まっていることでは…

<p><b>下水道使用料</b></p> <p>合併誘導にすぎない水道料金の引き下げ</p> <p>将来に負担 守口の鉛管 改修工事費用</p>	<p>合併後3年(平成20年度)に、(守口市が単独でいった場合の上下水道の適正料金を合算した範囲内で)統一、それまでは現行のままとし、門真市域においては、合併効果を還元するため、基金等を充当し、合併時から水道料金を引き下げるといふものです。</p> <p>しかし水道料金を引き下げる財源は、一般会計の財政調整基金(目的をもたず、自由に使える基金)です。この基金の残額は、門真市50億円、守口市1億円という状況であり、ほとんど門真市の基金で水道料金を引き下げることとなります。合併効果といえるものではなく、合併誘導ともいえるものです。</p> <p>また、守口市の水道管は厚生労働省が改修を指導している鉛管が68km(4割程度)あり、合併したら、その改修費用負担(守口市の説明では約15億円ですが、大阪市の例で試算すると約50億円)が心配されます。</p>																		
<p><b>学校給食</b></p> <p>中学校給食 当面存続 3年後は？</p>	<p>現行は、中学校では守口市で食堂方式、門真市で給食方式など差異があります。調整案は、当面は現行のとおりとし、新市において検討組織を設置し、3年を目途に調整するとなっています。</p> <p>合併3年後にどのように統一されるのか不透明な先送りの内容となり、合併して学校給食がなくなるのではないかと市民の不安を払拭できるものではありません。</p>																		
<p><b>放課後児童健全育成事業</b></p> <p>これも先送り</p>	<p>(実施状況など差異のある)放課後児童健全育成事業等については、合併時、当面は現行のとおりとし、新市において検討組織を設置し、一元化に向け調整する。</p>																		
<p><b>公民館など</b></p> <p>門真の公民館 増設せず、当面は現行のまま</p>	<p>(右表のとおり施設数や運営方法について著しい差異のある)公民館等については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において検討組織を設置し調整する。</p> <table border="1" data-bbox="1372 1572 1649 1764"> <thead> <tr> <th></th> <th>守口市</th> <th>門真市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館</td> <td>10館</td> <td>1館</td> </tr> <tr> <td>公民館 1分室</td> <td>1分室</td> <td>1分室</td> </tr> <tr> <td>文化会館</td> <td>なし</td> <td>1館</td> </tr> <tr> <td>地区体育館</td> <td>9館</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>運営委員会</td> <td>19委員会</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		守口市	門真市	公民館	10館	1館	公民館 1分室	1分室	1分室	文化会館	なし	1館	地区体育館	9館	なし	運営委員会	19委員会	なし
	守口市	門真市																	
公民館	10館	1館																	
公民館 1分室	1分室	1分室																	
文化会館	なし	1館																	
地区体育館	9館	なし																	
運営委員会	19委員会	なし																	
<p><b>市議会議員の定数及び任期</b></p> <p>2年間58人の議員が在任</p>	<p>報酬額等は、合併時、(報酬額の安い)門真市の例によるとし、合併特例法の在任特例により、合併後2年間、引き続き58人の議員として在任し、その後、議員の定数は32人に。</p>																		
<p><b>特別職等の身分</b></p>	<p>市の法人格の消滅により、その身分を失い、給与等については、合併時、(額の安い)門真市の例に。</p>																		

合併しても「1市2制度」?

合併しても、「当面現行のとおり」「合併後に調整」という先送りの事項が多くあります。同じ市になっても、多数の地域格差があり、「1市2制度」と言える調整方法です。このような調整方法では、なぜ合併するのか、わたしたちの暮らしがよくなるのか、わたしたちの疑問に答えられません。また、「一元化に向け調整する」と

よしわかんない合併後の「1市2制度」...

住民投票で市民の意思を示しましょう

これで市民生活に責任をもつといえるでしょうか

はい、というものの、方向性が明らかではありません。このような調整方法では、中学校給食の存続など市民の不安を払拭することができるとは思えません。全国各地の合併した自治体では、合併時は「サービスは高く、負担は低く」するものの、合併後に「サービスは低く、負担は高く」なる事例が少なくありません。

えっ、市民の意見を封印!?

## 50%条項って?

守口市議会は6月9日、①投票率50%未満の場合、住民投票は不成立とし、開票を行わない ②投票資格を有権者に限定する条項を加えた修正案を賛成多数で可決しました。

投票率が50%未満なら開票しないということは、合併に賛成の投票をした人の意見も、反対の投票をした人の意見も、わからないから投票しないという人の意見もすべて封印してしまうことです。

この「50%条項」が初めて導入されたの

は、全国的に注目された徳島県徳島市における吉野川河口堰問題に対する住民投票です。住民投票は住民全体の参加が前提とされ、賛否をめぐる議論や宣伝によって、住民が自分たちのまちづくりについて学習を深め、住民が主体となったまちづくりをおこなっていく上で有効であるといわれています。しかしながら、徳島市では、住民投票のボイコット運動がおり、投票率が55%にとどまりました。

首長選挙よりも住民投票のほうが投票率が低くなる自治体が多いのが現状です。

門真市長選挙の投票率は1981年の53%以来、50%を超えたことがなく、ここ4回は30%台です。

「投票率50%未満の場合、住民投票は不成立とし、開票を行わない」

